

【資料 3】

大阪市医療助成費等償還事務センター

運營業務委託（長期継続）

提案書等作成要領

大阪市福祉局

1 提案書等として提出する資料の種類

本入札にかかわる提案書等として、次の2つの資料それぞれに表紙を付け、後述の留意事項に従い提出すること。

- (1) 本入札にかかわる提案項目（以下「提案書」という。）
- (2) 上記を補足する付属資料（以下「付属資料」という。）

2 全般的な留意事項

- (1) 総合評価一般競争入札においては、入札参加者から提出された提案書に基づき評価を行い、記載内容に応じて採点する。このため、入札参加者の提案内容がわかるように、考え方、根拠等具体的に記述すること。
- (2) 提案の内容については、本入札の「業務仕様書」（資料2）及び関係資料に記載されている本業務の特性・現状を考慮した具体性のある記述とすること。
- (3) 本市の提示した業務内容について、仕様書に示す方法での実施が困難な内容がある場合には、変更点を明確にしたうえで代替案を提示し、その考え方、提案の理由等を明確に記述すること。特に記載の無い場合は、本市仕様書のとおり実現可能と判断する。
- (4) 契約書に添付する仕様書については、本入札の「業務仕様書」（資料2）を基に作成する。（落札者の提案が契約時の仕様書とはならない。）ただし、落札者の提案書に記載されている事項に関しては、それが本市にとって有益と判断される場合のみ、本市の判断により、契約締結段階において契約書に添付する仕様書の内容に反映することがあるので、確実に入札参加者が実現できる範囲で記載すること。
- (5) 応札する価格以外に別途費用を必要とするものは評価対象外であるので、提案書には記載しないこと。提案書に記載した内容は応札価格の中ですべて実施できるものとみなす。

3 提案書作成上の留意事項

- (1) 提案書の様式は、A4 縦置横書き両面とし（図形等は除く。）、日本語で表記すること。
- (2) 図面等を除き、文字の大きさは、10.5 ポイント以上とし、左右に 20mm 程度の余白を設定すること。
- (3) 1部は袋綴じし、社名を表紙に記載したうえ、本市の業者登録に使用した印鑑を押印すること。提案者の担当部門及び責任者を明示すること。（これを正本と言う。）正本として提出する文書については、「4 電子媒体作成上の留意事項」のとおり、電子媒体も作成すること。
- (4) 印を押さない提案書（これを副本と言う。）を4部作成すること。副本には、表紙に社名を記述しないこと。また、副本についても、「4 電子媒体作成上の留意事項」のとおり、電子媒体を作成すること。
- (5) 提案書には、正本を除き、会社名及び会社名を類推できる表現を入れないこと。また、事業者を推定できる内容（事業者の商号又は名称、代表者氏名など）の記載がある場合には、マスキングした上で提出をすること。
体制図については、A社というような表現で記述すること。

- (6) 提案書に記載する内容は、「提案書様式」(資料3 - 別紙1)に従い、すべての項目について記述すること。
- (7) 「入札説明書」(資料1)及び「提案書様式」(資料3 - 別紙1)において様式が定められているものについては、指定されている様式を用いて提案すること。
- (8) 提案書は、表紙及び目次を除き、本市が定める様式6を用いて30ページ以内で作成し、各ページに通しのページ番号を付すと共に、目次に総ページ数を記載すること。なお、提案書が30ページを超えた場合は、減点の対象とする。
- (9) 提案書作成にあたり、様式6の行間の縮小等により資料の集約を行わないこと。なお、記載にあたりページが不足する場合は適宜追加を行ってもよい。
- (10) 様式6にかかる別添資料は様式5-3を表紙にして付属資料として提出すること。
- (11) 入札参加者の提案内容が理解しやすいように、簡潔でわかりやすい表現で記述すること。
- (12) 略語や専門用語等については、一般用語を用いて初出の箇所に定義を記述すること。また、理解しにくい用語や専門用語には脚注を付記すること。
- (13) 他の様式や補足資料に関連する事項が記載されている場合など、参照が必要な箇所には、該当するページを明記すること。
- (14) 評価者が漏れなく正確に評価できるよう、編集には配慮すること。3～5ページの「評価表」に則っていない場合や、本市の提示した業務仕様書の全面コピー及び「業務仕様書のとおり」といった記述に終始した提案については、採点しない場合もあるので注意すること。

4 電子媒体作成上の留意事項

- (1) 提案書及び提案見積の電子媒体(CD - R等の媒体)については、正本と副本それぞれ1部ずつ作成すること。
- (2) 電子媒体は、提出前にウイルスチェックを実施するものとする。また、電子媒体のラベル面に契約件名、提出資料名称、ウイルスチェックに関する情報などを記載すること。
- (3) 電子媒体には、紙媒体で提出する文書すべてを含めること。
- (4) 提案書本編はPDFファイルでの提出とし、提案書に添付する様式は、本市指定のファイルを使用すること。
- (5) 副本を対象とした電子媒体の表面には、社名を記載しないこと。

5 評価表の配点について

評価表の配点等については、3～5ページの評価表を参照すること。

評価表

提案項目		
記載を求める内容	加重点	配点
①大阪市医療助成費等償還業務の実施にあたっての基本方針及び実施計画 【相対評価】		
本業務の募集目的や委託方針を踏まえて、受託業務を実施していくための基本的な方針(業務の必要性・円滑な制度運営など)及び実施計画(具体的な手法など)を記載してください。	2	20
②大阪市医療助成費等償還業務の実施形態・職員配置 【相対評価】		
受託業務を実施するうえで、予定する業務実施体制について記載してください。		
従事者の配置計画 [全体]：職種別の配置人数	5	50
[従事者の勤務体制]：常勤・非常勤、専任・兼任、勤務時間など	5	50
[各従業者]：職歴、資格、採用(予定)年月日など	5	50
③職員確保の方法と実効性 【相対評価】		
②で記載した職員の確保方法(確保できなかった場合の措置を含む。)を具体的に記載。	5	50
④事務処理要領の整備 【相対評価】		
仕様書や仕様書別紙の流れ(⑧から⑪までを除く)等を参照し、受託業務の事務処理要領骨子案を別添資料として提出してください。 また、従事者に必携させる書籍があれば記載してください。	1	10
⑤緊急時の対応及び支援体制 【相対評価】		
貴法人における緊急時(急病や離職、災害時等)における人員の確保の方法について記載してください。	1	10
⑥業務従事者への研修計画 【相対評価】		
法人としての人材育成の基本方針並びに業務従事者に対し、今後実施を予定する研修を記載してください。	1	10
⑦付帯業務の提案 【絶対評価】		
受託業務を円滑に進めるための提案として、仕様書に記載した内容のほかに本市にとって有益かつ実施すべき活動等があれば、提案してください。(必ずしも同時に行う活動に限定しません。)	1	5

⑧類似業務の実績 【絶対評価】		
過去５年間に於ける、受託業務に類似する業務（特に、医療・福祉などの社会保障分野）に於ける実績があれば記載してください。（期間、委託元、委託業務の内容等） なお、類似業務とは、単に自治体における事務ではなく、医療保険や公費負担医療に係る事務などをいいます。	1	5
⑨受託事業の継続性 【絶対評価】		
直近の決算書を提出してください。	1	5
⑩個人情報保護の取組み 【絶対評価】		
貴法人における個人情報保護についての取組みについて記載してください。 ・「個人情報の保護に関する法律」に基づく組織マネジメント ・情報セキュリティの状況 ・個人情報漏洩など事故発生時の対応 など プライバシーマークや ISMS 等の認証を受けている場合は、その写しを添付。	1	10
⑪苦情解決の取組み 【絶対評価】		
受託業務を行う中で発生する苦情等について、解決のための取組みを記載してください。（法的な問題に発展した場合の対応を含む。） マニュアル等があれば添付。	1	10
⑫人権及び労働条件に関する取組み 【絶対評価】		
受託業務の実施における人権及び障がい者雇用に対する考え方を記載し、障がい者雇用状況報告書の写しを添付。また、就業規則と全ての労使協定届書の写しを添付。	1	10
⑬環境への取組み 【絶対評価】		
貴法人における環境への取組み（自動車 NOx・PM 法に定める窒素酸化物等排出基準に適合した車両の使用、節電、紙のリユース、グリーン購入など）具体的に記載してください。 ISO 等環境対策の認証があれば、写しを添付。	1	5
		300 点

【絶対評価】の項目

・満点を 10 点とした場合（ ）カッコ内は、5 点満点とした場合の点。

- ① 特に定めのある場合を除いて、基準点を「5（3）点」とする
- ② 非常に優れた提案は「9（4）点」とする
- ③ 非常に低いレベルの提案は「1 点」とする
- ④ 同点の提案内容が 2 者以上あり、提案内容に差がある場合は、他とのバランスを考

慮したうえで1点を加点／減点する

- ⑤ 提案内容が本市要件を満たさない場合や、著しく劣った内容であった場合には「0点」とする

【相対評価(項目ごとの順位づけ)】の項目

- ・ 1位9点、2位7点、3位5点、4位3点、5位以下は1点(0点の適用基準は絶対評価に同じ)とする
- ・ 順位が1位の業者の提案が2位以降と比較して著しく優れている場合は、10点とする
- ・ 提案内容に優劣を付ける必要がある場合は、上記点数から1点を加点／減点することができる。ただし、優劣を付けるための9点からの加点及び1点からの減点はしない(10点と0点の基準は上記のとおり)